診療所・歯科診療所(医療法人開設)各申請記載上の注意(変更・廃止)

副本が必要な場合は、申請書類は2部ずつ提出してください。

R4. 3. 25

◎ 管理者を変更した場合・・・変更後10日以内に保健所に提出してください。

	提出書類	記載上の注意
診療	所(歯科診療所又は助産所)開設届出事項一部変更届	変更事項には、「管理者」と記載してください。
添	診療所 (歯科診療所又は助産所)	新管理者の入職、旧管理者の退職があった場合は必要です。
	開設許可事項一部変更届(従事者用)	
	管理医師・歯科医師	H16.4以降に医師免許証を取得した方(歯科医師はH18.4以降)、
.	臨 床 研 修 等 修 了 登 録 証	再教育研修を修了した方は登録証本証を持参してください。
付	管 理 者 の 職 歴 書	職歴書裏面の書き方を参考にしてください。(写真貼付)
	管理者の医師・歯科医師免許証	医師・歯科医師免許証の本証を持参してください。
	新たな管理者が医療法人の理事である	定款の写し、議事録等(管理者が医療法人の理事でない場合は、都医療
書	ことを確認できる書類	法人担当 Tm03-5320-4426 に問い合わせてください。)
	勤務している医療機関開設者の承諾書	管理者が、当該施設の診療時間外(休診日等)に他医療機関に勤務する
		場合は、当該施設と勤務している日時が重複していないことを確認する
		ため、他の医療機関開設者の承諾書(それぞれの勤務日時を記載したも
類		の)を添付してください。

注) 新管理者の免許証・臨床研修等修了登録証は本証を持参してください。

◎ 管理者の住所・氏名を変更した場合(引っ越し・婚姻等)・・・変更後10日以内に保健所に提出してください。

提出書類							記載上の注意
診療	所(歯	科診療	所又は	助産所)	開設	届出	変更事項には、「管理者住所」又は「管理者氏名」を記載してく
事	項	_	部	変	更	届	ださい。
添		付		書		類	変更事項を確認できるもの(氏名変更時:新氏名の医療従事者
							の免許証等 住所変更時:住民票、運転免許証等)

◎ 開設者(医療法人)の所在地・名称を変更した場合・・・変更後10日以内に保健所に提出してください。

提出書類								記載	上の酒	注意	
診療原	/ ()	科診療		助産所)		届出		「開設者住所」	又は	「開設者氏名」	を記載してく
事	項		部	変	更	届	ださい。				
添		付		書		類	変更事項が確認	できる登記事	項証明	書	

注) 開設者自体が変更になる場合は、新規開設が必要です。

◎ 従事者を変更した場合・・・変更後10日以内に保健所に提出してください。

	提出書類	記載上の注意
診療	所(歯科診療所又は助産所)開設許可	医療従事者(医師・歯科医師・看護師・歯科衛生士等)は、職
事马	頁一部変更届(従事者用)	名・氏名・免許証番号・登録年月日等を記載してください。
		医師・歯科医師は、担当診療科目、診療日時を記載してください。
	診療に従事する医師等の	H16.4 以降に医師免許証を取得した方(歯科医師は H18.4 以
泺	臨床研修等修了登録証	降)、再教育研修を修了した方は登録証本証を持参してくださ
你		い。又は、登録証写しの裏面に「管理者原本確認済み 管理者
添付書類		氏名」を記載してください。
規	雇用した医療従事者の免許証	医療従事者の免許証本証を持参してください。又は、免許証写しの裏面に
		「管理者原本確認済み 管理者氏名」を記載してください。

◎ 診療科目・診療日・診療時間を変更した場合・・・変更後10日以内に保健所に提出してください。

提出書類	記載上の注意
診療所 (歯科診療所又は助産所)	変更前、変更後を記入してください。
開設許可事項一部変更届	麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証を持参してください。

◎ 構造設備を変更する場合…変更前に保健所に相談・申請してください。

<u> </u>							
	提出書類	記載上の注意					
診療	所(歯科診療所又は助産所)	変更事項には、どこを変更するかを記載してください。					
開設	許可事項一部変更許可申請	変更前・変更後は「別紙のとおり」と記載してください。					
一	『 変 更 <u>使 用 許 可</u> 申 請	有床施設のみ必要です。					
		詳細は、保健所へお問い合わせください。					
添付	変 更 後 構 造 設 備 概 要	変更後の構造設備の概要を記載してください。					
書類	新 • 旧 図 面	敷地、建物の構造概要変更部分を赤枠で明示してください。					

注)構造設備が変更になった場合は、保健所職員の立入検査が必要です。

◎ 施設を休止・廃止した場合・・・休止・廃止後10日以内に保健所に提出してください。

	提出	書類		記載上の注意		
診療所	(歯科診療所又は	助産所)休止・廃	逐止届書	廃止 (休止) の理由、廃止年月日 (休止期間) を記載してくだ さい。		
				CV 0		
診 療	用エックフ	水線装置廃	止 届	廃止時のみ必要です。		
診療原	所の病床設置	置許可一部変	き更 届	病床を有する診療所を廃止する場合のみ必要です。		
				本人確認のため、身分証明書等(運転免許証、マイナンバーカ		
IF.	付	書類	水 云	ード、健康保険証等)を確認します。		
添			開設者以外の方が提出する場合には、委任状の提出及び来所者			
			の身分証明書等を確認します。			

注) 診療所等の再開時には、再開届の提出が必要です(再開後10日以内)。

≪問い合わせ先≫

〒125-0062

葛飾区青戸 4-15-14 (健康プラザかつしか2階) 葛飾区保健所 生活衛生課 医薬担当係

電 話: 03 (3602) 1242 FAX: 03 (3602) 1298

注意) 葛飾区内の申請先はこちらのみです。